

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動 実施状況調査の結果（概要） 補足資料

令和7年11月7日

調査概要	■コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の概要	… 1
集計データ	■コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況	… 2
	■コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-	… 3
	■コミュニティ・スクールの導入率	… 4
	■コミュニティ・スクールの導入率（令和4年度以降の推移）	… 5
	■コミュニティ・スクールの設置予定・検討状況	… 6
	■コミュニティ・スクールの導入状況 -自治体数-	… 7
	■コミュニティ・スクールの自治体導入率	… 8
	■コミュニティ・スクールの自治体導入率（令和4年度以降の推移）	… 9
	■地域学校協働本部の整備状況 -学校数-	… 10
	■地域学校協働本部の整備率	… 11
	■地域学校協働活動の実施状況	… 12
	■地域学校協働活動推進員等の内訳	… 13
	■地域学校協働活動推進員等の配置状況 自治体配置率	… 14
	■地域学校協働活動推進員等の配置状況 1校当たりの配置人数	… 15
	■コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況	… 16
	■『類似の仕組み』の実施状況	… 17
	■学校と地域の連携状況	… 18
	■コミュニティ・スクールの取組に係る教育委員会としての成果実感	… 19
	■学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組	… 20

令和7年度 コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査の概要

調査基準日	特に指定がない場合、令和7年5月1日
調査対象	都道府県及び市区町村教育委員会（学校組合を含む）
調査方法	都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を発出 （指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接依頼を発出） 回答はオンライン調査システムにより回収
主な調査項目	●コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ●地域学校協働本部の整備状況 ●地域学校協働活動推進員等の配置状況 等
調査対象校種	●幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む） ●小学校 ●中学校 ●義務教育学校 ●高等学校 ●中等教育学校 ●特別支援学校
備考	●令和7年度学校基本調査の結果(速報値)における公立学校を対象とし、本調査基準日において休校中と回答のあった学校は除いて集計している。 ●なお、学校基本調査と同様、以下の扱いとしている。 ※ 本校と分校は分けて回答する。 ※ 定時制・通信制の学科がある学校は全学科で1校として回答する。 ※ 分教室は回答の対象としない。

コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部の学校種別の状況

令和7年5月1日
時点

校種	学校数	コミュニティ・スクール		地域学校協働本部	
		導入校数	導入率	整備校数	整備率
幼稚園	2,085園 2,258園	388園 353園	18.6% 15.6%	568園 557園	27.2% 24.7%
小学校	18,073校 18,291校	12,979校 12,001校	71.8% 65.6%	14,235校 13,793校	78.8% 75.4%
中学校	8,906校 8,951校	6,303校 5,761校	70.8% 64.4%	6,633校 6,481校	74.5% 72.4%
義務教育学校	254校 232校	206校 180校	81.1% 77.6%	215校 186校	84.6% 80.2%
高等学校	3,423校 3,437校	1,490校 1,281校	43.5% 37.3%	759校 652校	22.2% 19.0%
中等教育学校	35校 35校	9校 8校	25.7% 22.9%	5校 3校	14.3% 8.6%
特別支援学校	1,134校 1,130校	634校 569校	55.9% 50.4%	278校 263校	24.5% 23.3%
合計	33,910校 34,334校	22,009校 20,153校	64.9% 58.7%	22,693校 21,935校	66.9% 63.9%

※下段は令和6年度の結果

コミュニティ・スクールの導入状況 -学校数-

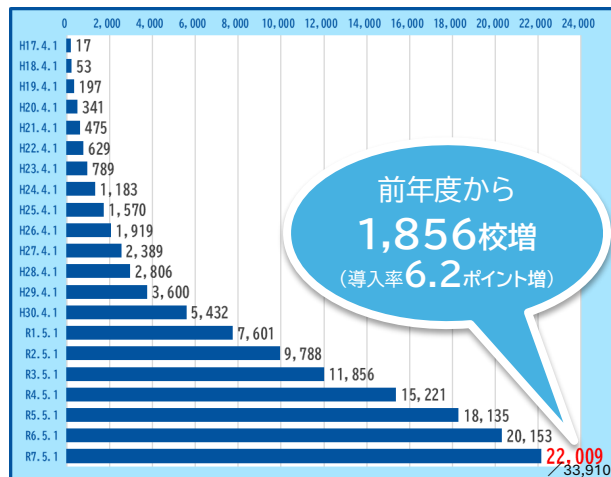
令和7年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している学校数：**22,009**/33,910 校

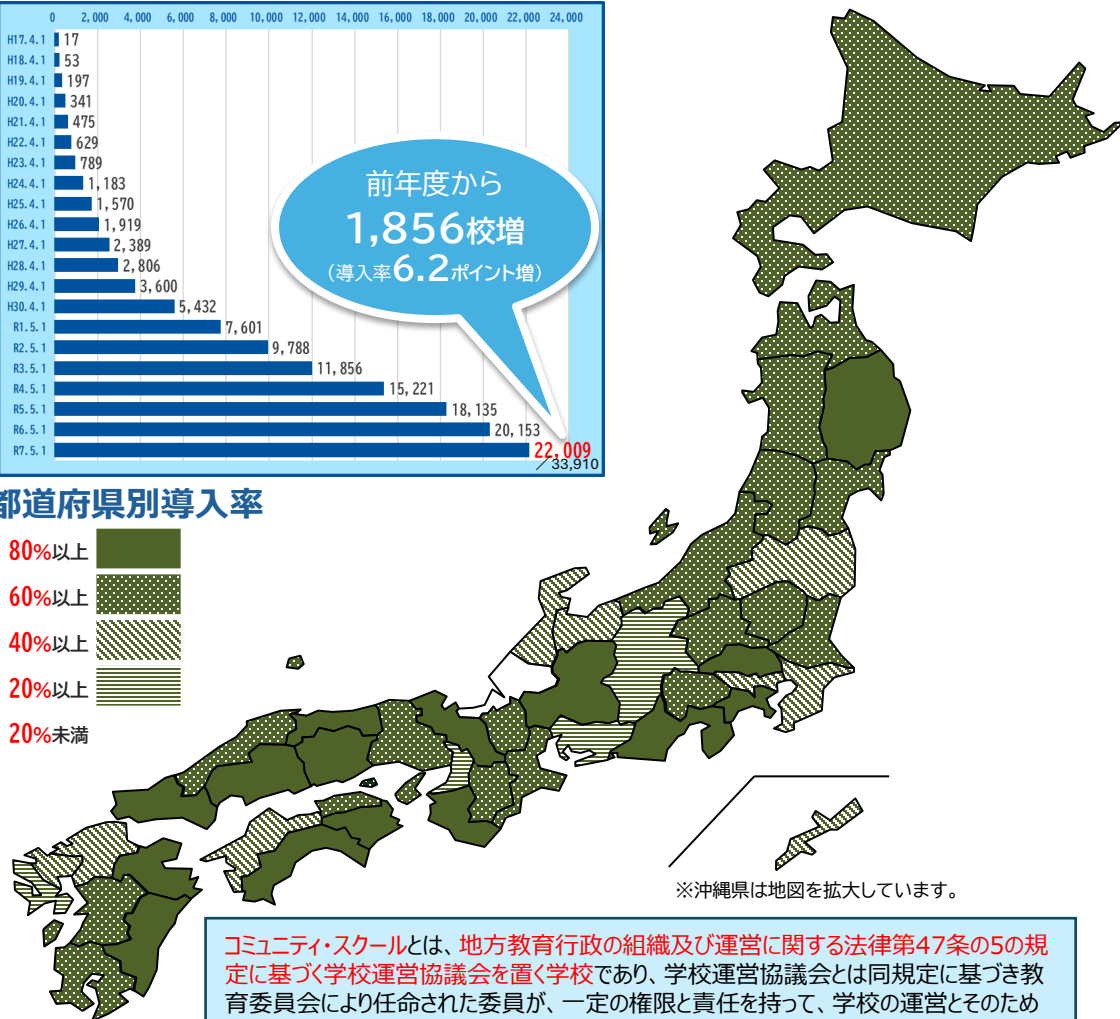
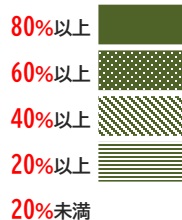
(学校運営協議会を設置している学校数)

全国の公立学校のうち、**64.9%**がコミュニティ・スクールを導入

全国のコミュニティ・スクールの数



都道府県別導入率

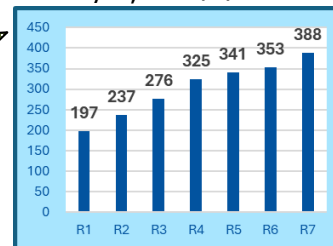


コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

校種別導入校数の推移

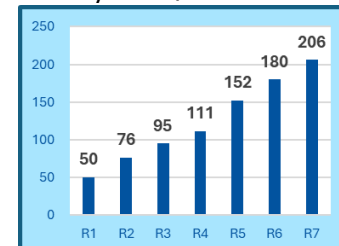
幼稚園

388/2,085園



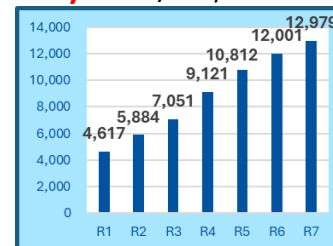
義務教育学校

206/254校



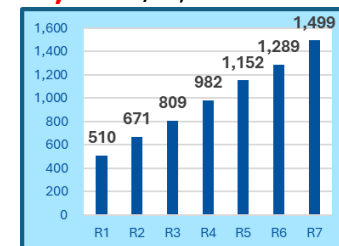
小学校

12,979/18,073校



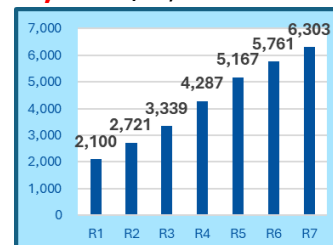
高等学校 (中等教育学校含む)

1,499/3,458校



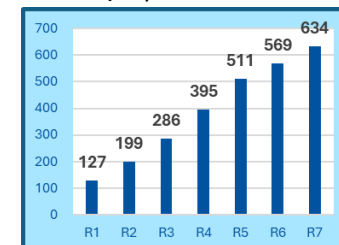
中学校

6,303/8,906校



特別支援学校

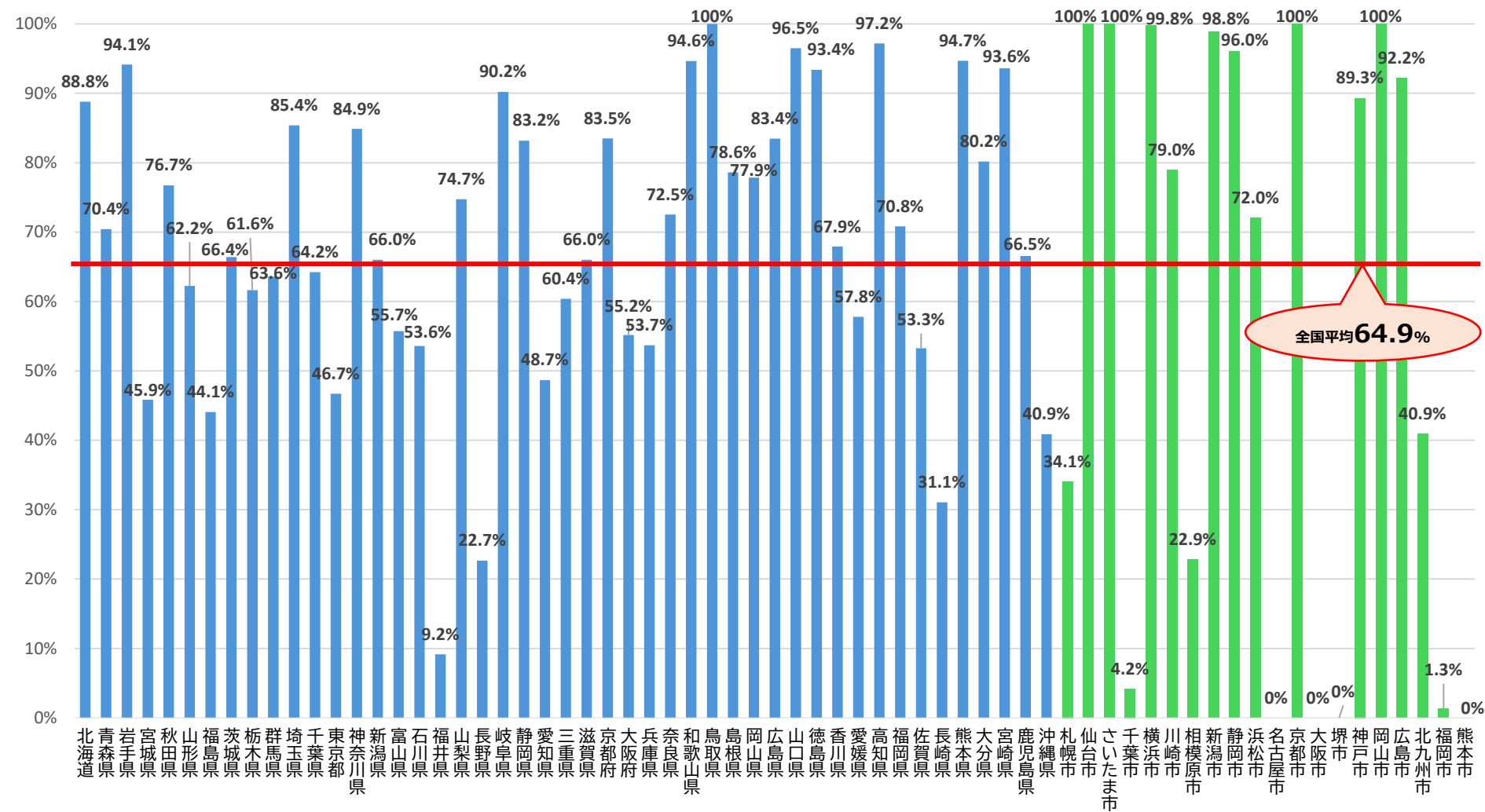
634/1,134校



コミュニティ・スクールの導入率

令和7年5月1日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種



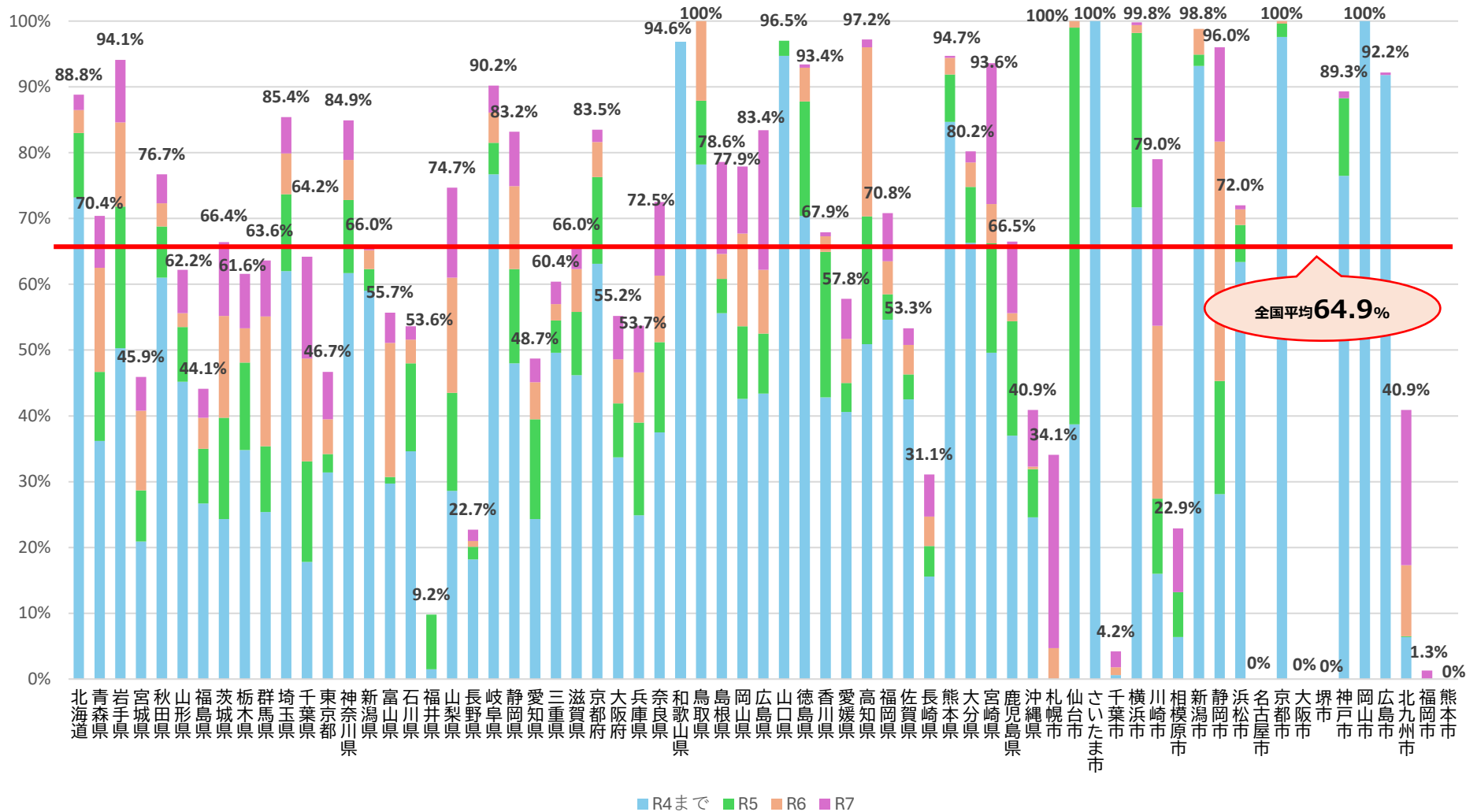
都道府県 (指定都市含まず)

指定都市

コミュニティ・スクールの導入率（令和4年度以降の推移）

各年度とも
5月1日時点

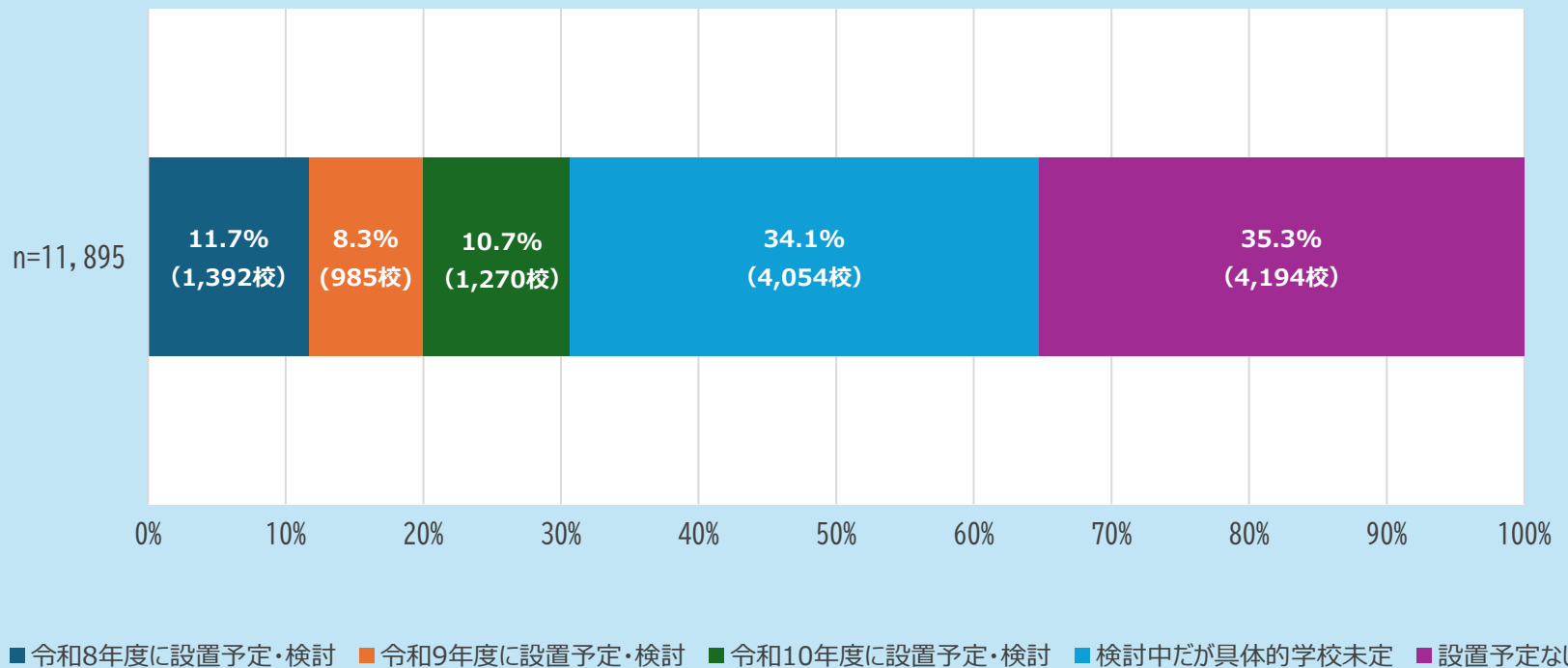
都道府県・指定都市別/全学校種



都道府県（指定都市含まず）

指定都市

全国のコミュニティ・スクール未導入校のうち、**30.7%（3,647校）**が令和10年度までの設置を予定・検討している。



※母数は学校運営協議会を設置していないと回答した11,895校としている。

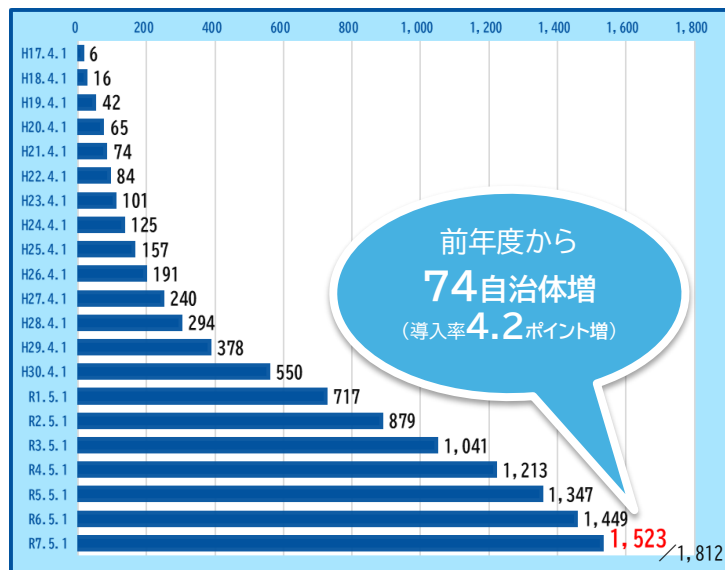
コミュニティ・スクールの導入状況 -自治体数-

令和7年5月1日
時点

コミュニティ・スクールを導入している自治体数：**1,523**自治体
(42都道府県、16指定都市、1,446市区町村、19学校組合)

全国の自治体のうち、**84.1%**がコミュニティ・スクールを導入 ※自治体とは、公立学校設置者のこと。

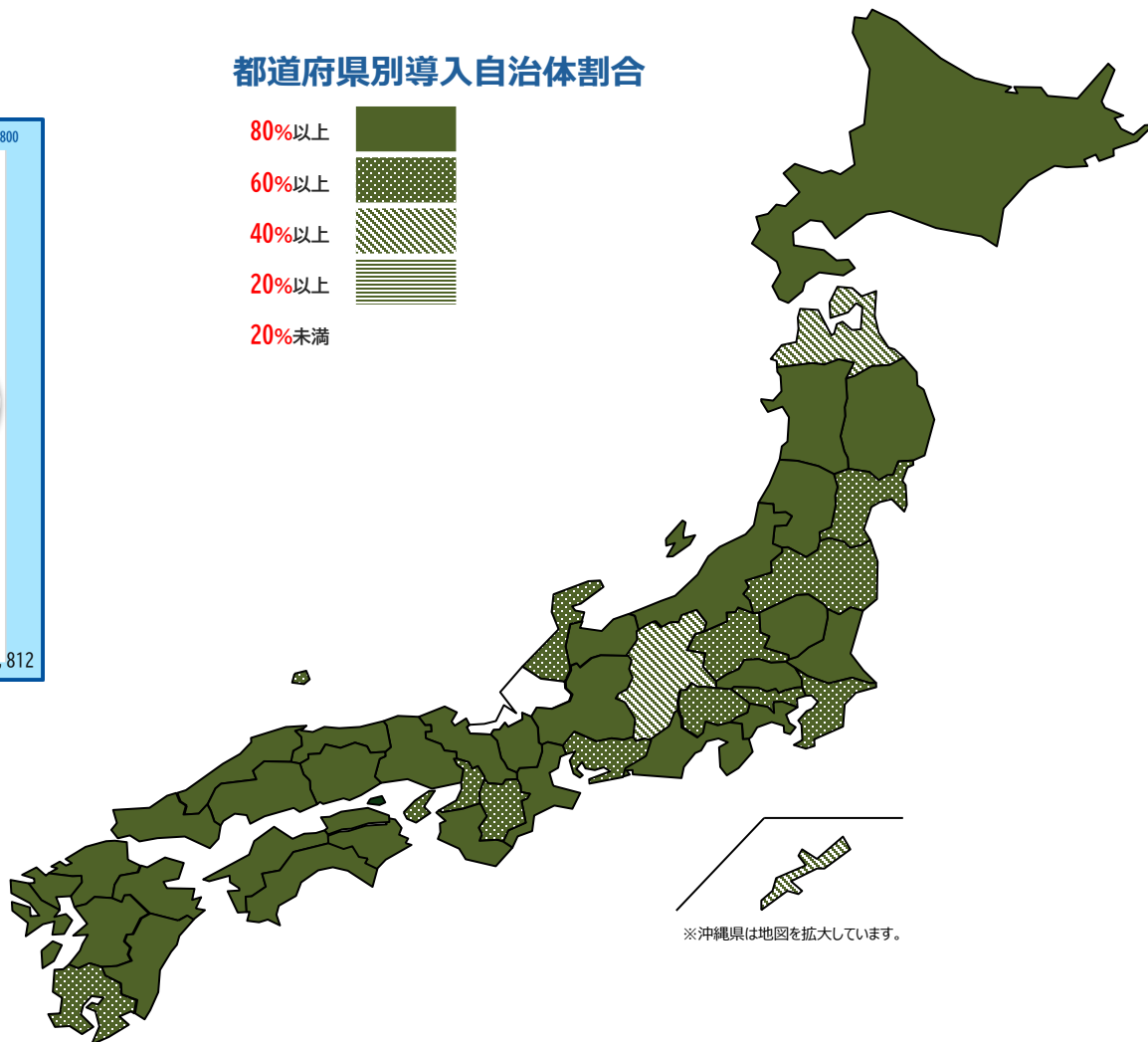
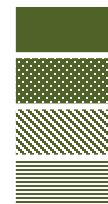
コミュニティ・スクールを導入している自治体数



コミュニティ・スクールとは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会を置く学校であり、学校運営協議会とは、同規定に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限と責任を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のことです。

都道府県別導入自治体割合

80%以上
60%以上
40%以上
20%以上
20%未満

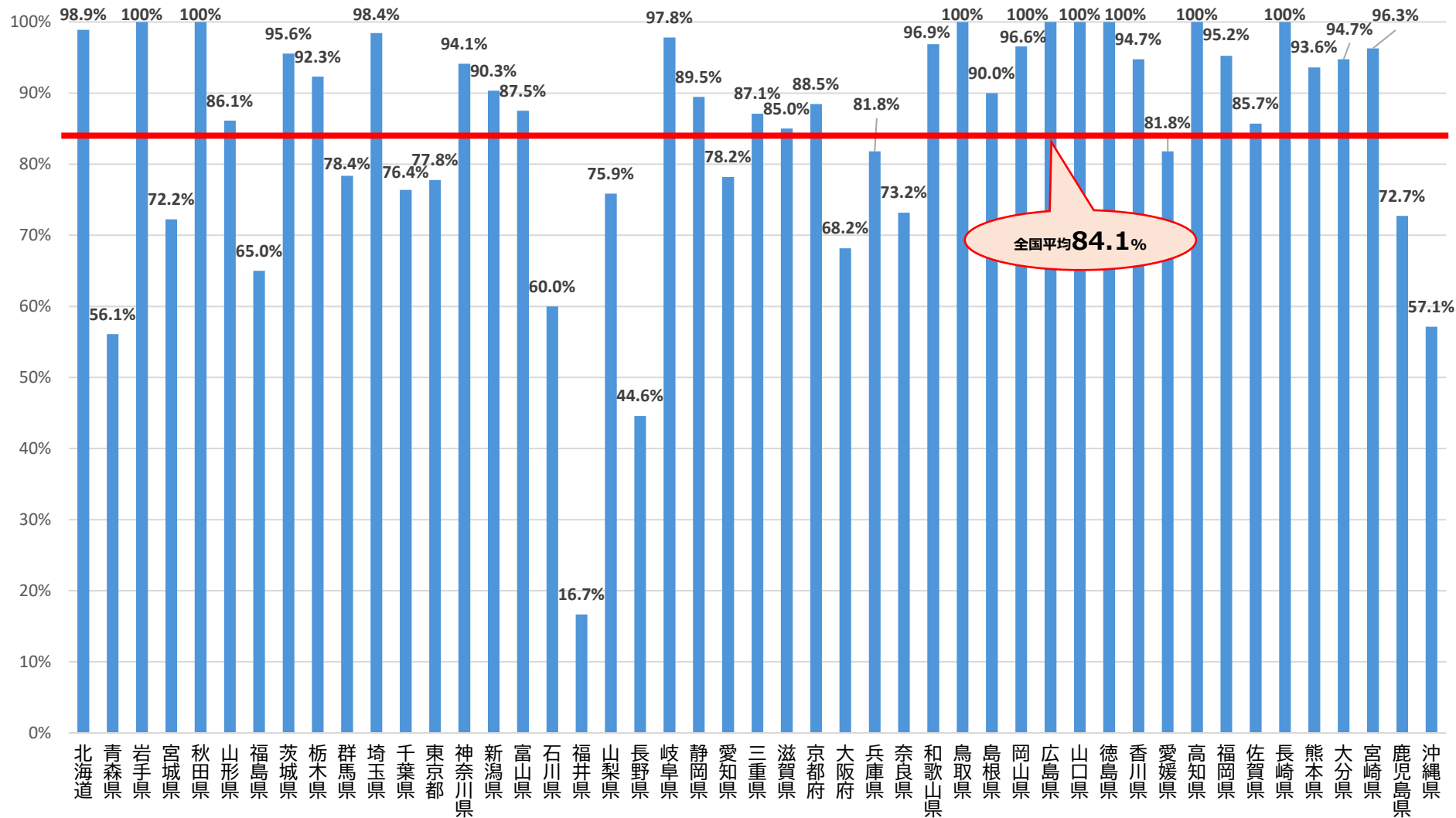


※沖縄県は地図を拡大しています。

コミュニティ・スクールの自治体導入率

令和7年5月1日
時点

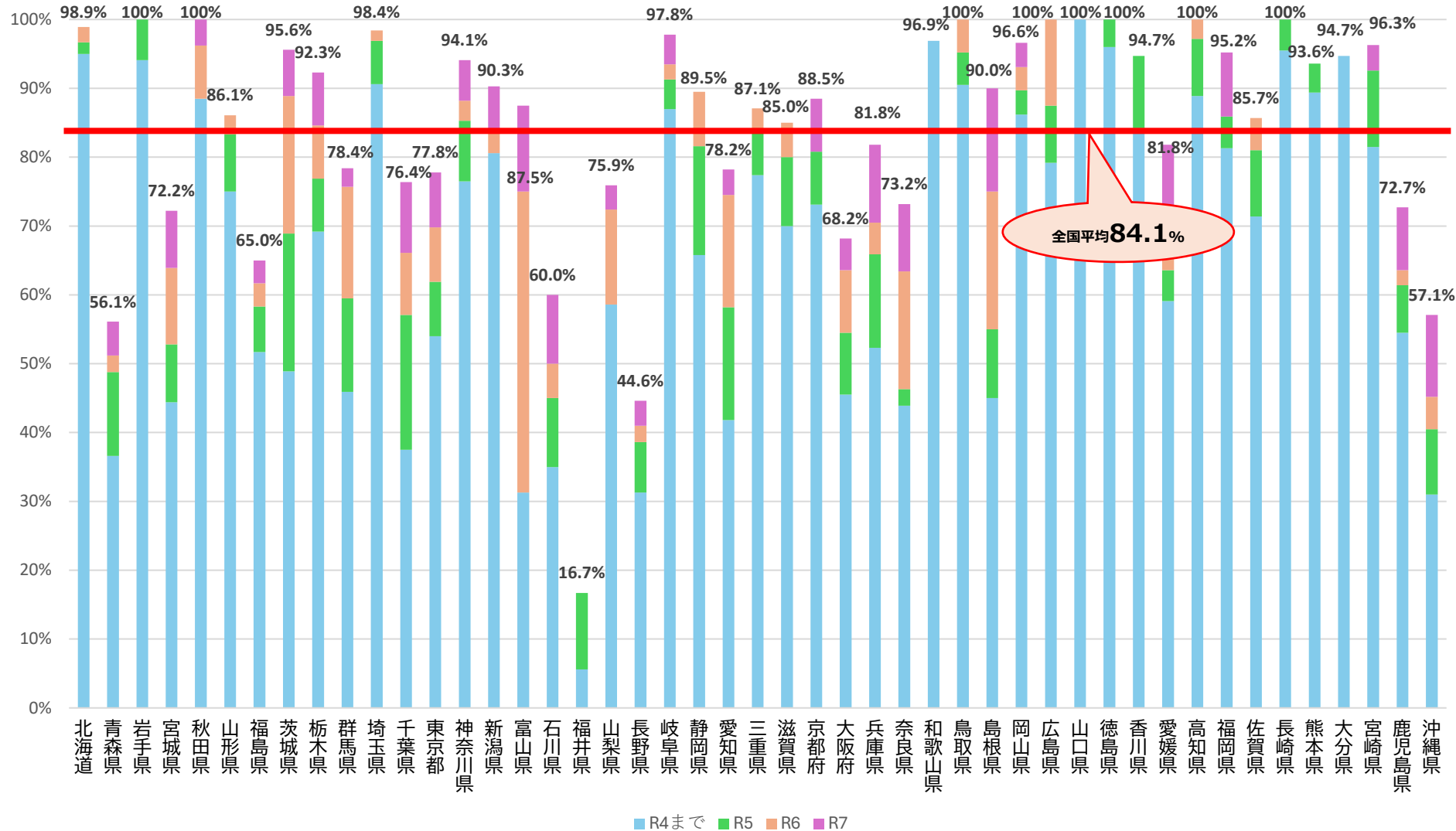
都道府県（指定都市含む）/全学校種



コミュニティ・スクールの自治体導入率（令和4年度以降の推移）

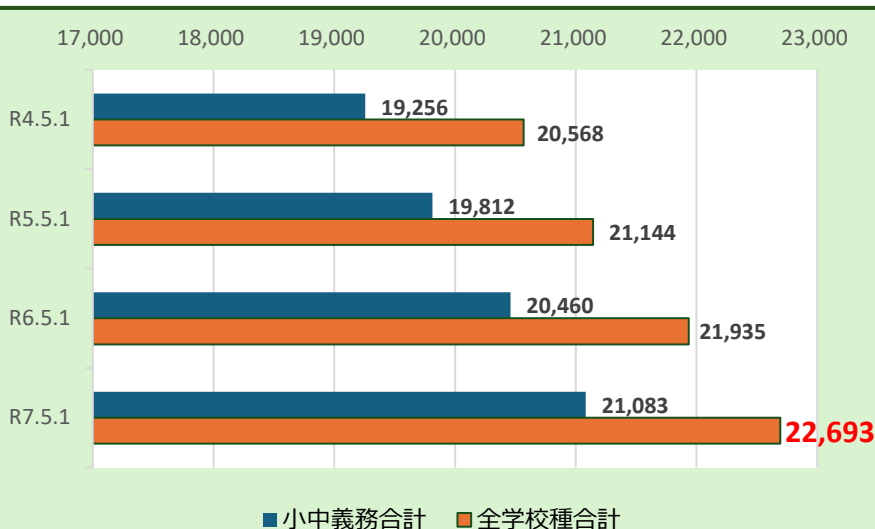
各年度とも
5月1日時点

都道府県（指定都市含む）/全学校種

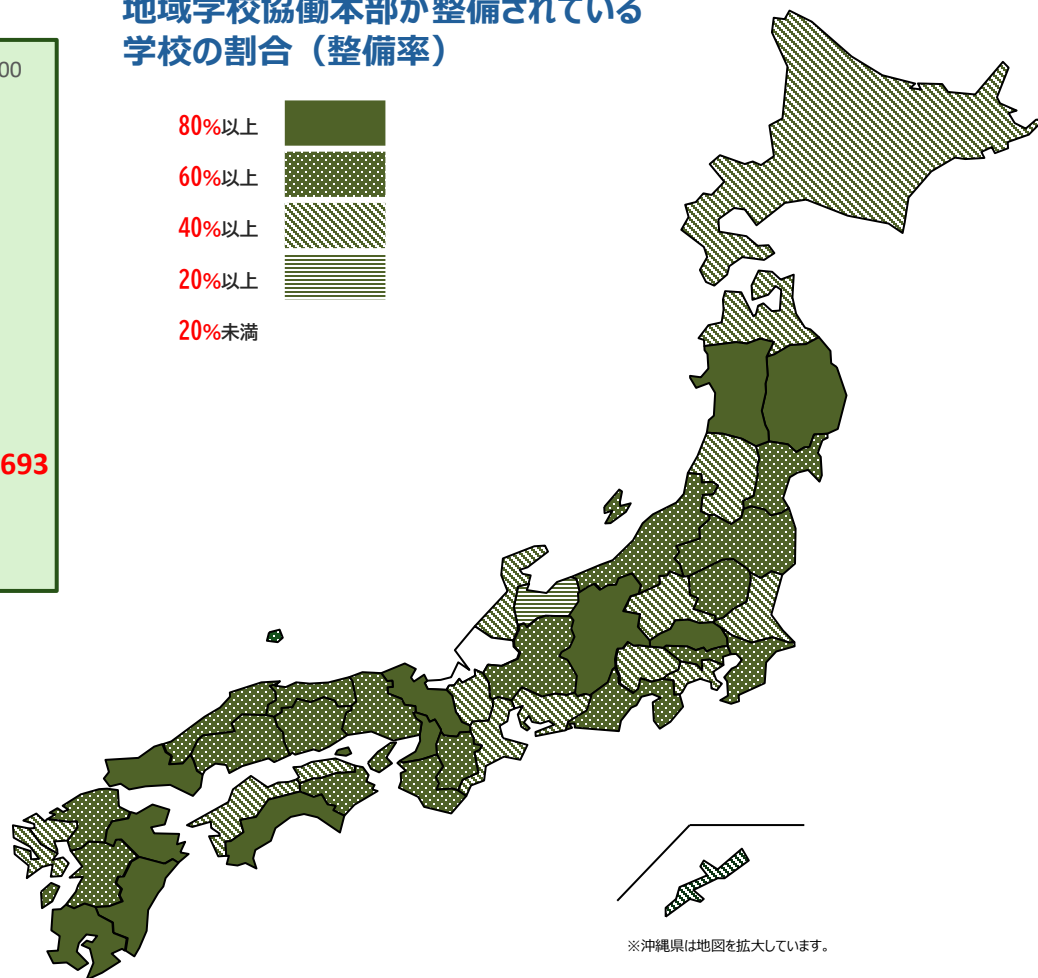
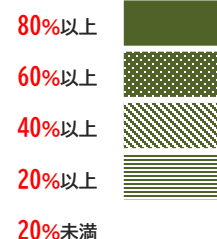


地域学校協働本部が整備されている公立学校数：**22,693**/33,910 校
全国の公立学校のうち、**66.9%**がカバーされている

地域学校協働本部が整備されている学校数の推移



地域学校協働本部が整備されている学校の割合（整備率）



※沖縄県は地図を拡大しています。

地域学校協働本部とは、幅広い層の地域住民・団体等が参画し、地域と学校が目標を共有しながら「緩やかなネットワーク」を形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のことです。

「地域学校協働本部が整備されている」とは、地域学校協働本部のコーディネートのもとで様々な地域学校協働活動が行われている状態を言い、必ずしも学校ごとに組織化されていたり、会議体や事務室があったりするものではありません。

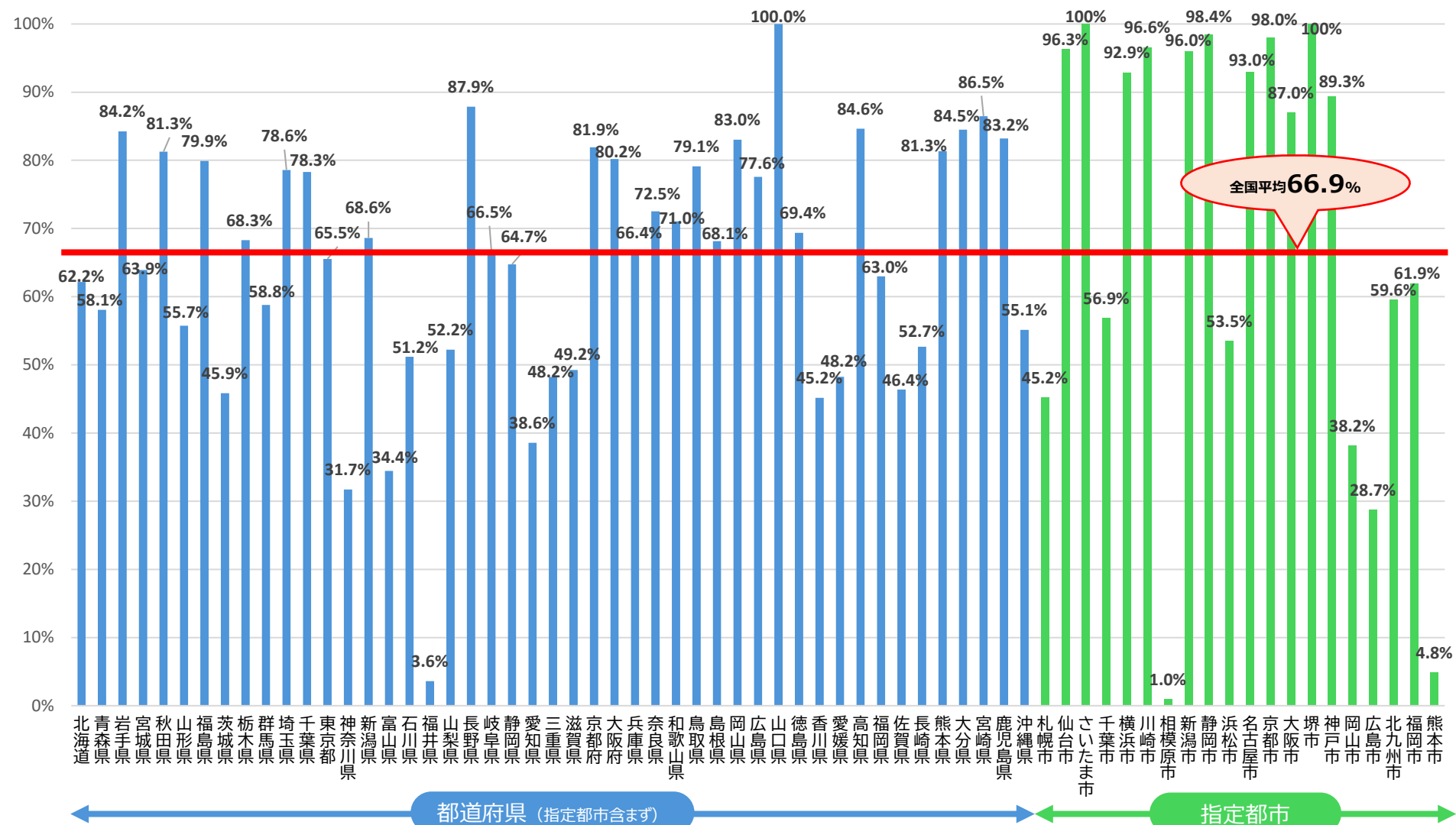
<地域学校協働本部の要素>

- ① コーディネート機能（地域学校協働活動推進員等の配置の有無に関わらず、地域学校協働活動の実施に必要なコーディネートが行われていること）
- ② 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動が実施されていること）
- ③ 継続的な活動（地域学校協働活動が継続的・安定的に実施されていること）

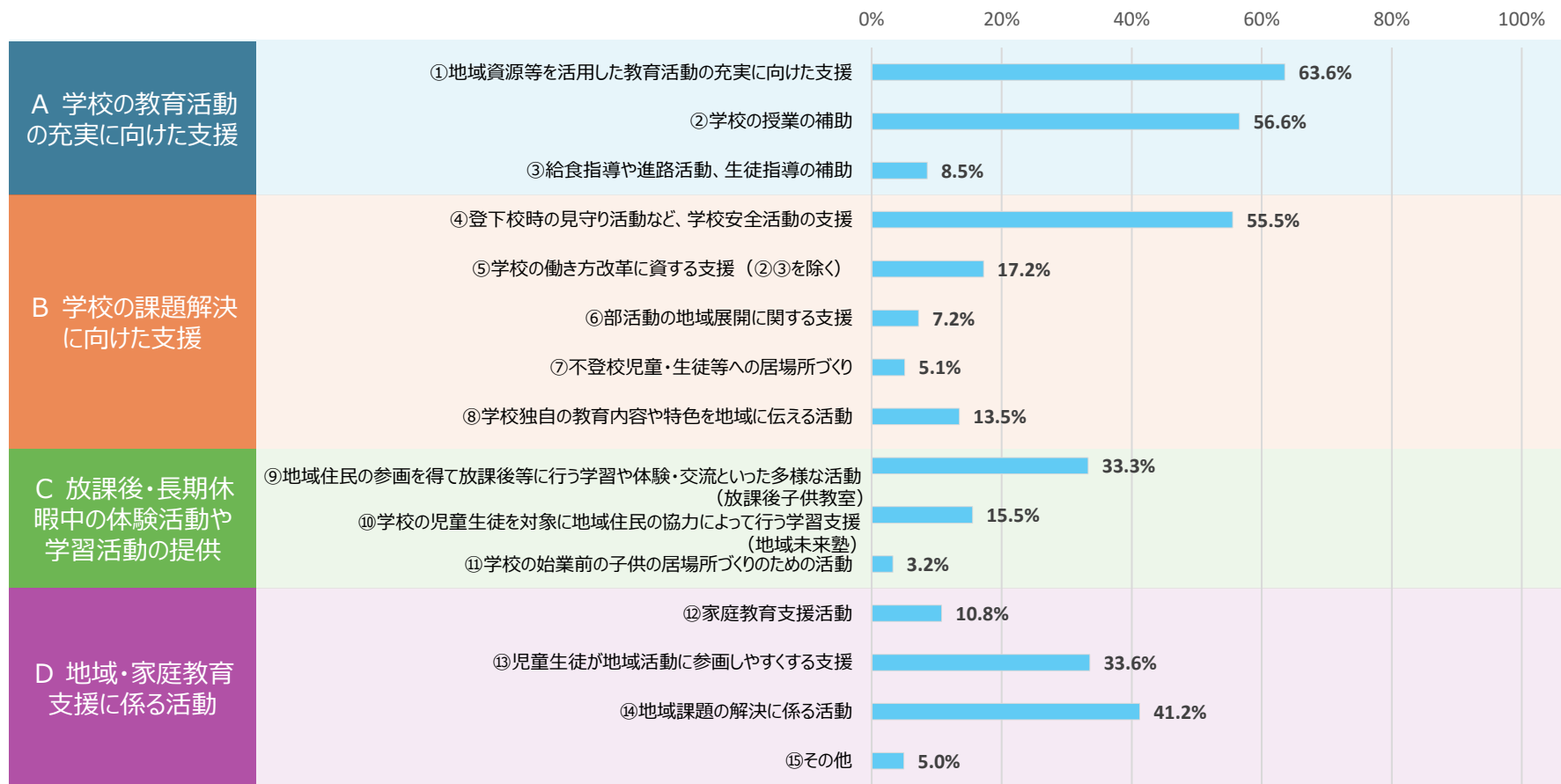
地域学校協働本部の整備率

令和7年5月1日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種



- 学校ごとに、令和7年度内に実施及び令和7年度内に実施を計画している地域学校協働活動を調査。
- 『地域資源等を活用した教育活動の充実にに向けた支援』や『学校の授業の補助』、『登下校時の見守り活動など、学校安全活動の支援』については、教育委員会で把握可能な学校のうち、半数以上の学校で地域と連携して実施されている。



※ ①～⑮の割合は、「把握していない・実施していない」の回答を除いた学校数を母数として算出しています。

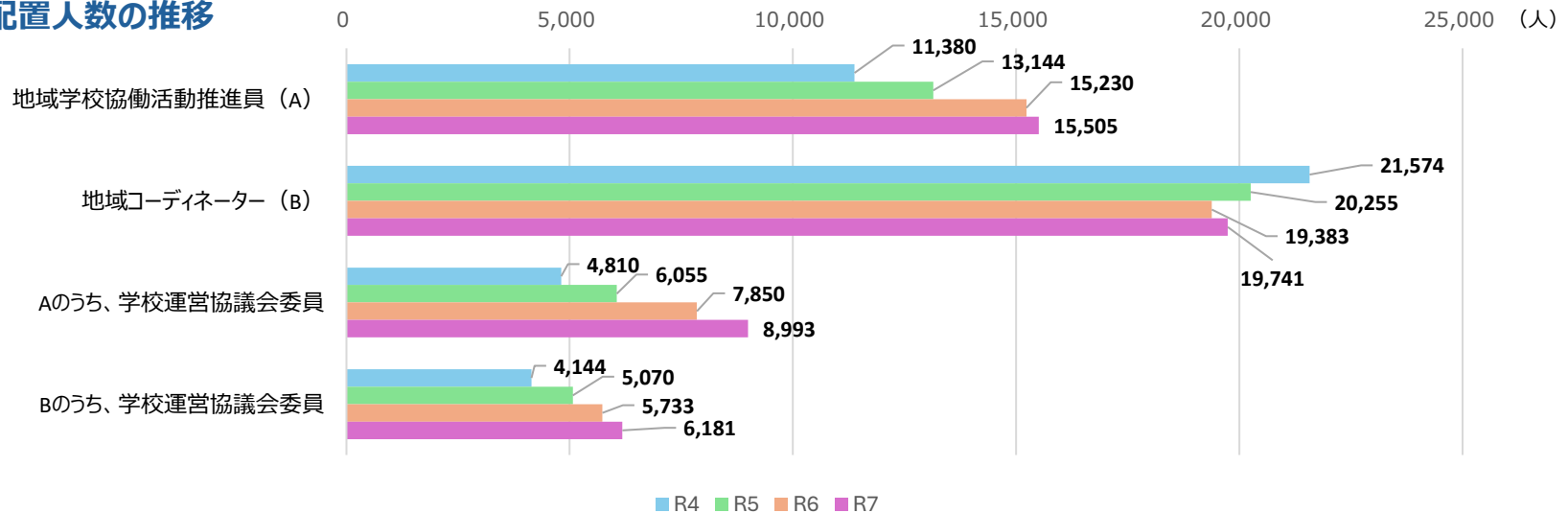
■ 調査対象学校数（n=24,648）

地域学校協働活動推進員等の内訳

令和7年5月1日
時点

	地域学校協働活動推進員	地域コーディネーター
配置数	15,505人（前年度から275人増）	19,741人（前年度から358人増）
うち、学校運営協議会の委員	8,993人（前年度から1,143人増）	6,181人（前年度から448人増）

配置人数の推移



地域学校協働活動推進員

地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第9条の7の規定に基づき教育委員会が委嘱した者。

地域コーディネーター

社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱されてはいないが、地域学校協働活動推進員と同等の役割を果たす者。

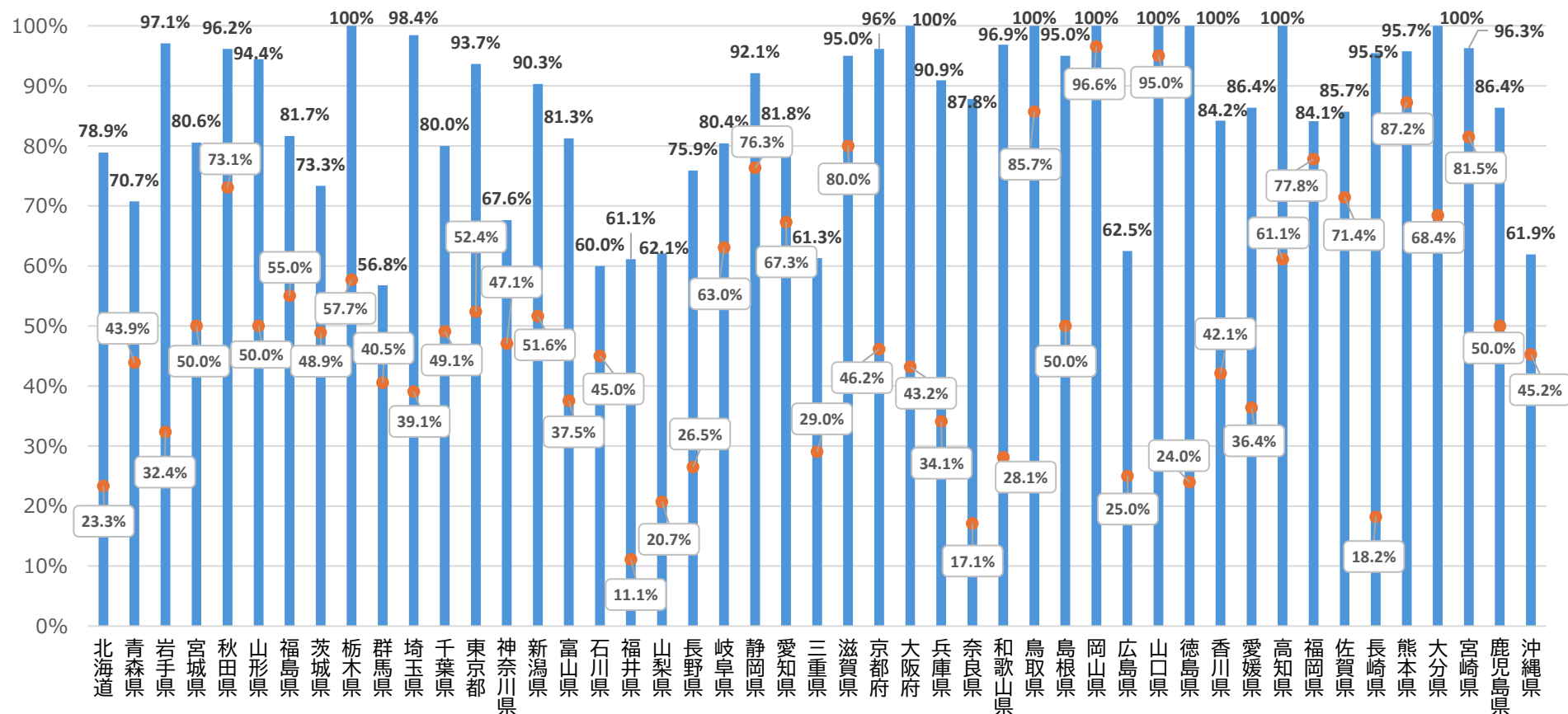
※ 地域学校協働活動推進員の配置状況については、令和4年度調査までは、当該年の5月1日時点における年度内の予定を含めた状況について回答を求めているが、令和5年度調査より当該年の5月1日の状況について回答を求めている。

地域学校協働活動推進員等の配置状況 自治体配置率

令和7年5月1日
時点

都道府県（指定都市含む）/全学校種

地域学校協働活動推進員や地域コーディネーターが配置されている（1人以上いる）自治体の割合と、
このうち教育委員会が社会教育法に基づく地域学校協働活動推進員として委嘱する者が配置されている自治体の割合



■ 地域学校協働活動推進員、地域コーディネーター問わず配置している自治体の割合

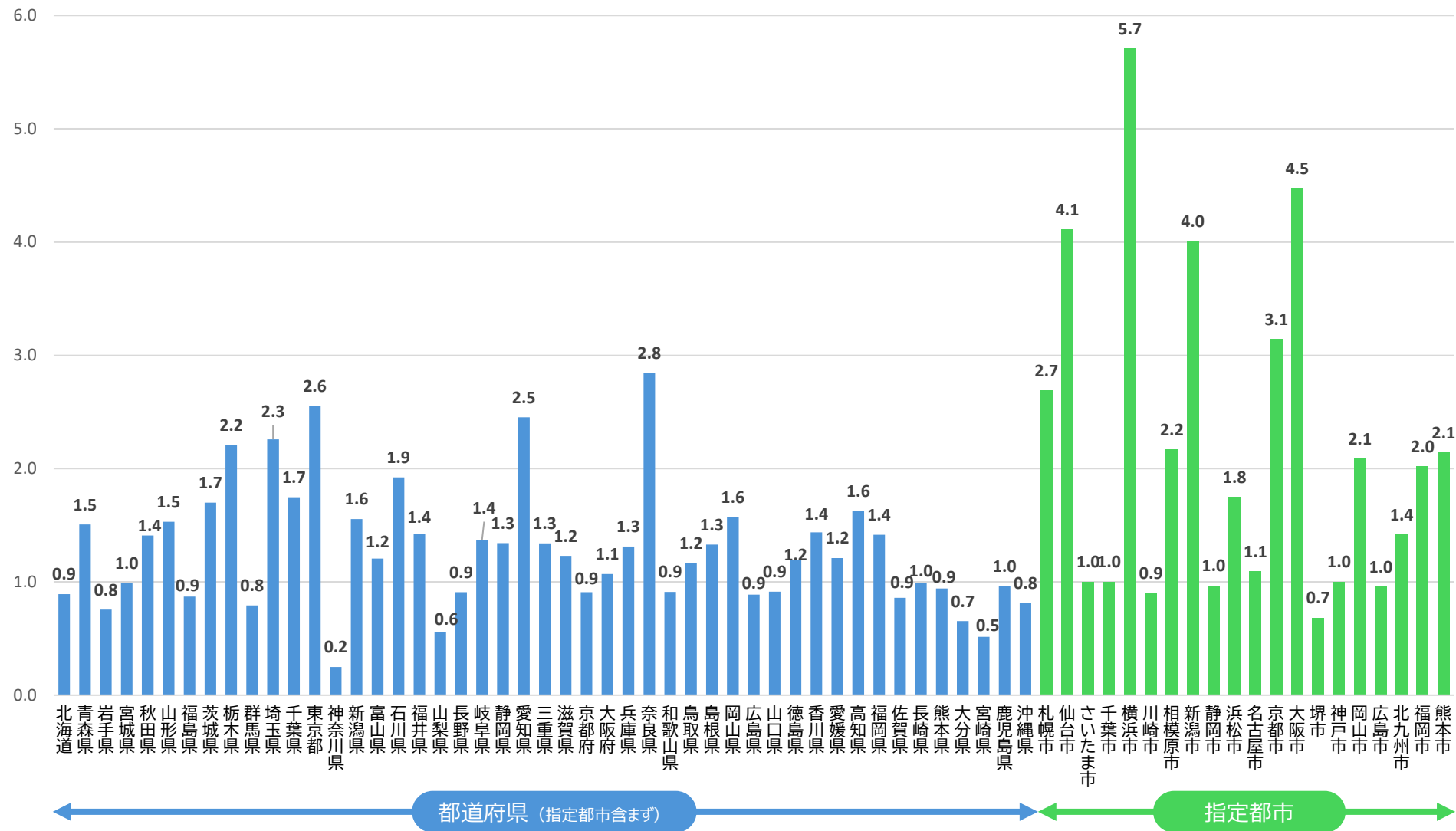
● 地域学校協働活動推進員として委嘱する者を配置している自治体の割合

地域学校協働活動推進員等の配置状況 1校当たりの配置人数

令和7年5月1日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

(人)



※ 配置人数を地域学校協働活動推進員等の活動対象になっている学校数で割って算出している。

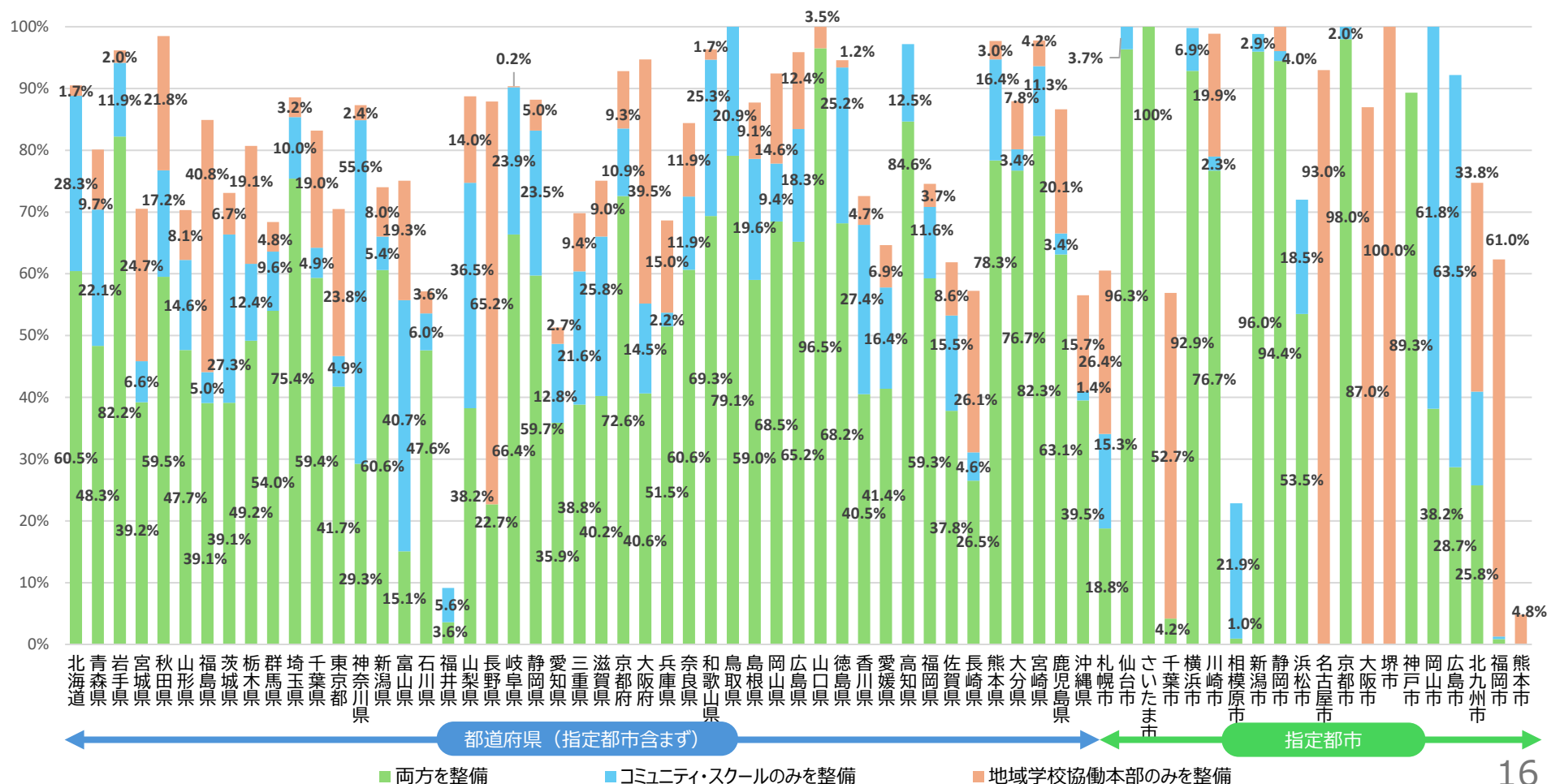
コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的な整備状況

令和7年5月1日
時点

全国の公立学校のうち、**51.6%**が
コミュニティ・スクールと地域学校協働本部を
一体的に整備している。

都道府県・指定都市別/全学校種

学校の状況	校数	割合
両方を整備	17,481校	51.6%
コミュニティ・スクールのみを整備	4,528校	13.4%
地域学校協働本部のみを整備	5,212校	15.4%
両方とも整備されていない	6,689校	19.7%
合計	33,910校	100%



『類似の仕組み』の実施状況

令和7年5月1日
時点

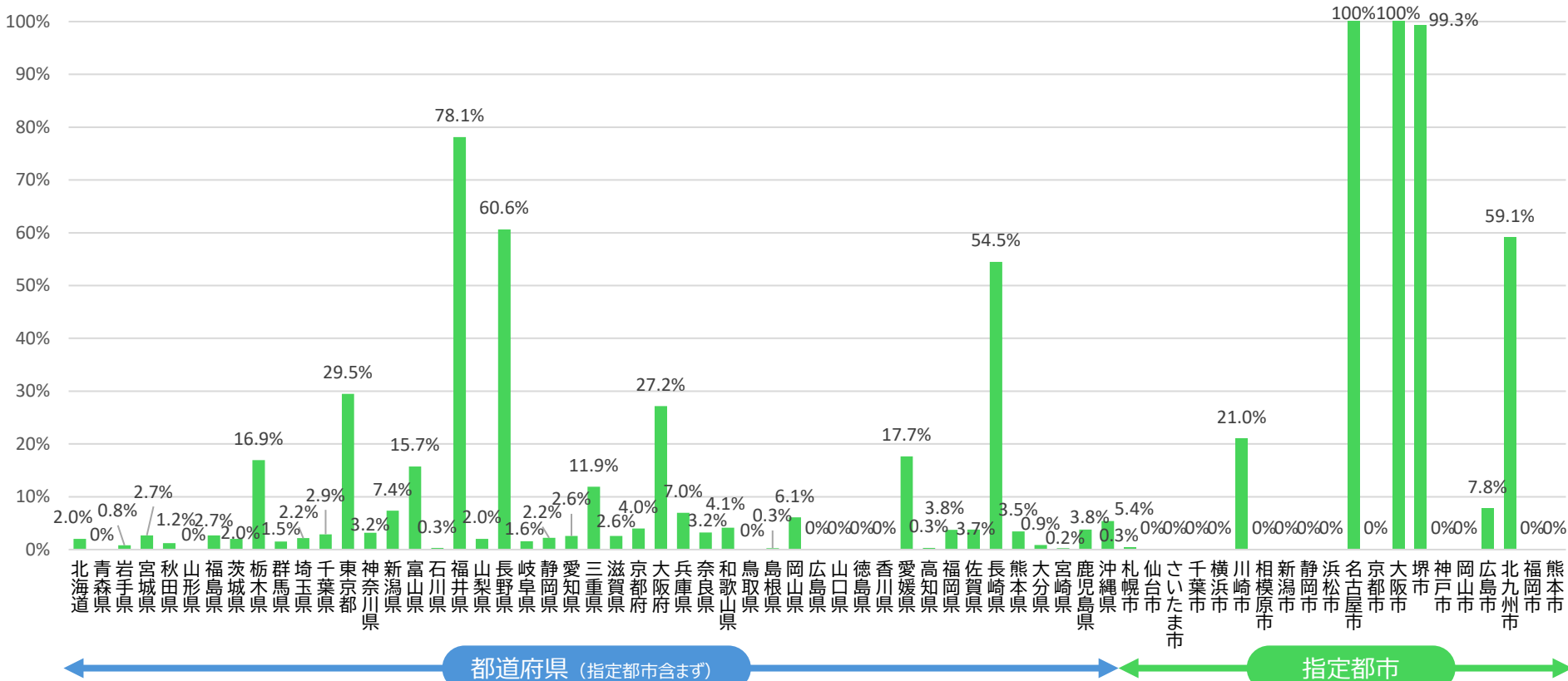
『類似の仕組み』 の定義 (本調査におけるもの)

- 法律に基づく学校運営協議会制度ではないものの、学校ごと又は中学校区単位ごとに、教育委員会や学校が作成する要綱等により設置されている、地域住民及び保護者が学校運営や教育活動について協議し、意見を述べる会議体。
- 学校評議員（学校教育法施行規則第49条に基づくもの）や学校関係者評価のみを行うことを目的とした委員会等は含まない。

類似の仕組みの実施校数

学校種	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園	338園	279園	325園	355園
小学校	3,532校	2,696校	2,228校	2,190校
中学校	1,716校	1,333校	1,081校	1,068校
義務教育学校	16校	15校	20校	16校
高等学校	423校	385校	337校	260校
中等教育学校	6校	5校	6校	6校
特別支援学校	121校	105校	102校	95校
合計	6,152校	4,818校	4,099校	3,990校

都道府県・指定都市別/全学校種

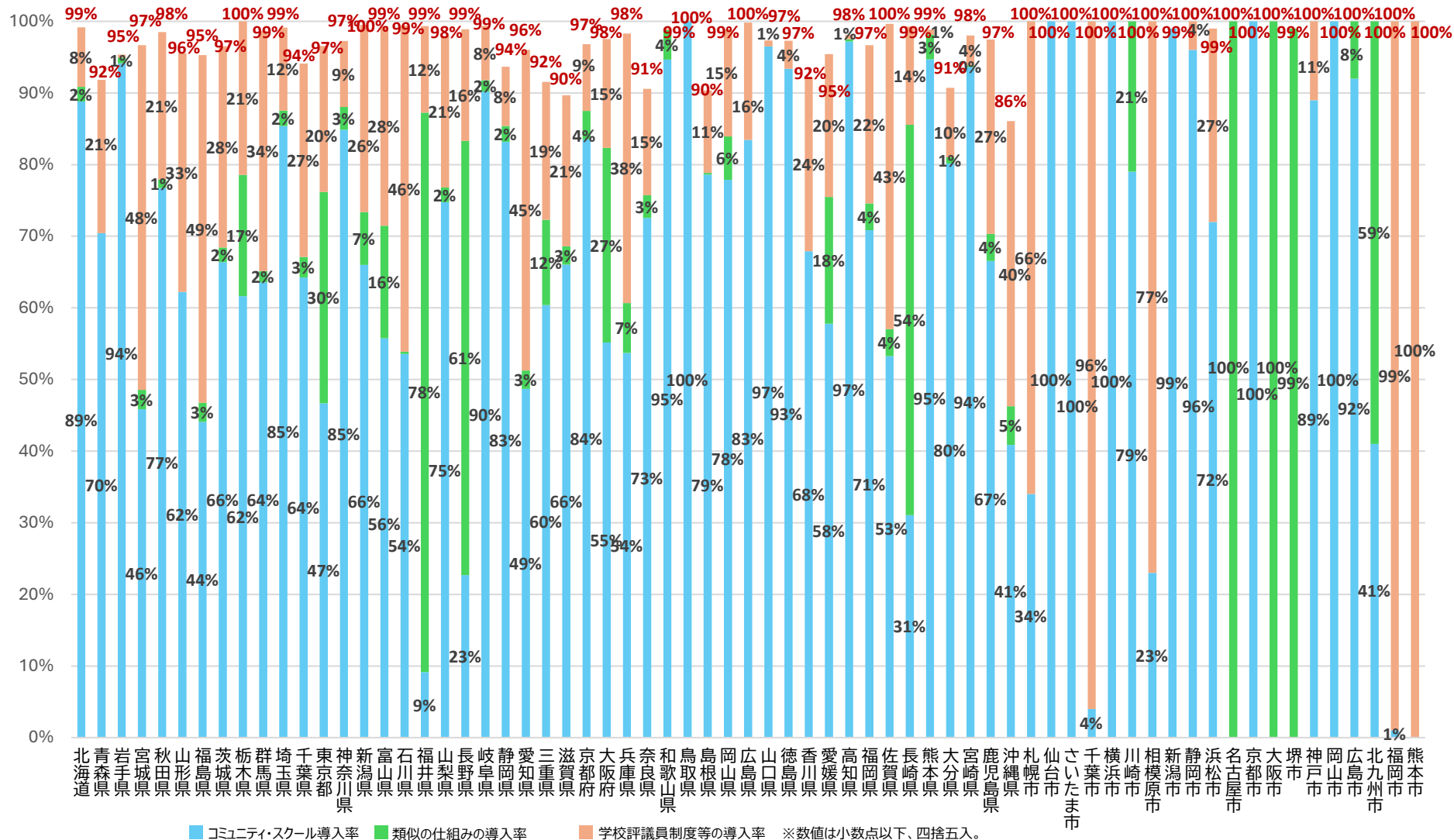


学校と地域の連携状況

令和 7 年 5 月 1 日
時点

都道府県・指定都市別/全学校種

全国平均
97.5%

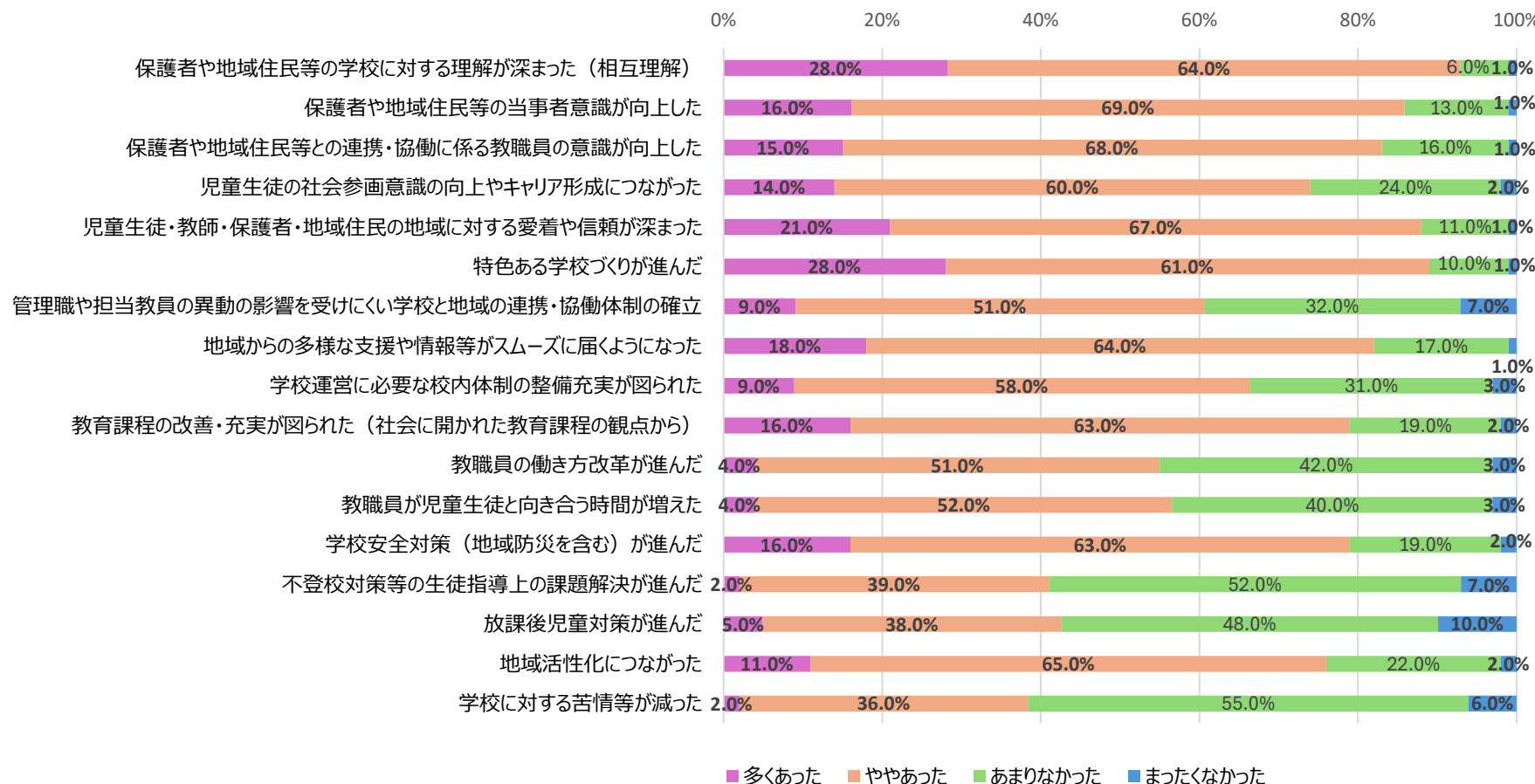


都道府県（指定都市含まず）

指定都市

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、学校や地域の課題について、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の仕組みを活用して、取組が進んだ／成果が上がったと考えるかどうか、成果実感を調査。
- 『保護者や地域住民等の学校に対する理解が深まった』、『特色ある学校づくりが進んだ』においては、多くの教育委員会が「多くあった」又は「ややあった」と回答した。

(n=1,523)



学校運営協議会の効果的な運営の継続に向けた教育委員会の取組

令和7年5月1日
時点

- 学校運営協議会を設置している教育委員会に対し、設置する学校運営協議会を形骸化させず効果的な運営を継続するために、伴走支援として取り組んでいるものを調査。
- 『教育委員会職員の学校運営協議会への参画（オブザーバーでの参画等）』、『学校運営協議会の効果的な運営に向けた方針提示』には、半数以上の教育委員会が取り組んでいる。

